(ハ)　$C_{H,t,i}$は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

(ニ)　$Q_{T,H,t,i}$は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

(ホ)　暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は0とする。

(ヘ)　暖房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

①　暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

(i)　暖房設備の運転時間及び温度設定
(ii)　居住者の在室時間、在室人数及び発熱量
(iii)　局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
(iv)　家電製品の運転時間及び発熱量
(v)　調理の時間及び発熱量

②　外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第4に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。

③　暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i)　室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
(ii)　換気又は漏気によって輸送される熱
(iii)　日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
(iv)　家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
(v)　床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
(vi)　調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱
(vii)　太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱

(ト)　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

ロ　E_Cは、次の(イ)から(ヘ)までに定める方法によるものとする。

(イ)　E_Cは、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間（1年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_C=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{C,t,i}$$

この式において、$E_{C,t,i}$、m及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{C,t,i}$：時刻tにおける1時間当たりの冷房設備iの設計一次エネルギー消費量（単位1時間につきメガジュール）

m　：当該単位住戸における冷房設備の数

n　：1年間に冷房する時間（単位　時間）

(ロ)　$E_{C,t,i}$は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、$E_{C,t,i}$を時刻tにおける1時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{C,t,i}=C_{C,t,i}\times Q_{T,C,t,i}$$

この式において、$C_{C,t,i}$及び$Q_{T,C,t,i}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{C,t,i}$　：時刻tにおける1時間当たりの冷房設備iの設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,C,t,i}$　：時刻tにおける1時間当たりの冷房設備iにより処理される冷房負荷（単位1時間につきメガジュール）

(ハ)　$C_{C,t,i}$は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。

(ニ)　冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

①　冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

②　冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ)　冷房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

①　冷房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

(i)　冷房設備の運転時間及び温湿度設定
(ii)　居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量
(iii)　局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
(iv)　家電製品の運転時間及び発熱量
(v)　調理の時間並びに発熱量及び発湿量

②　外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。

③　冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(ii)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

(i)　顕熱

a　室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
b　換気（通風のための措置を含む。(ii)において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
c　日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
d　家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
e　床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
f　調理により発生する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する熱

(ii)　潜熱

a　換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
b　厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
c　床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
d　調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する水蒸気が保有する熱

(ヘ)　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。